大阪 歯科
保険医新聞

10/25
2025年第1537号
（毎月5、15、25日発行）

大阪府歯科保険医協会
発行人　和田　武
大阪市浪速区幸町2-2-20 4階
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-hok.org/
●定価・年間10,000円　月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可

STOP！命奪う政治　オール近畿アクション

11・1集会いよいよ迫る

政府が進める医療改悪にストップをかけ、社会保障改善を求める「STOP！命を奪う政治オール近畿アクション」が今週末に迫った。主催は、保団連近畿ブロックなどがつくる実行委員会。講演や動画上映などの集会プログラム終了後は、御堂筋周辺で街頭に向け「命守れ」のスタンディング行動に取り組む。参加希望は協会TEL・06-6568-7731まで。

STOP！命奪う政治
オール近畿アクション2025

11月1日（土）15時～17時
大阪・難波御堂筋ホールｂ２ホール
参加対象　会員・家族・スタッフ・患者
※交通費２千円を支給します

申し込みはTEL・06-6568-7731もしくはQRコードへ

集会プログラム
15時　開会
基調報告：医療提供体制を取り巻く状況（仮）
兵庫県保険医協会　西山裕康理事長
15時30分
病院統廃合と地域医療～各地の取り組み～
滋賀・京都・大阪から
15時45分
動画：OTC類似薬の保険外し問題
15時55分
長友ゼミ「若い人たちと共に考える社会保障」
佛教大学　長友薫輝准教授と長友ゼミの学生の皆さん
16時40分　閉会

保険でよい歯科署名
宣伝見て「署名しよう」

協会は10月11日、なんば駅前で「保険で良い歯科医療の実現を求める」署名の街頭宣伝に取り組んだ。小澤力理事長、戸井逸美、矢部あづさ各副理事長、段野和茂、中村新太郎各理事のほか事務局が参加した。

小澤理事長は、「2年前に負担が2倍となった75歳以上の方たちに対する緩和措置が先月末で終了し、今月から窓口負担が急激に上がった患者さんが全国で310万人。患者さんからは『歯科の定期検診は今後控えようと思っている』などの声も寄せられている。この署名は患者さんの受診を守る取り組みだ」と訴えた。若者からお年寄りまで幅広い世代の方々が足を止めた。署名に応じた20代の女性は、「（窓口負担が）高くて歯科治療を中断している。宣伝の様子を見ていて、署名をしようと思った」と話した。他に、「私も歯科に通院している。頑張ってほしい」との声も寄せられた。

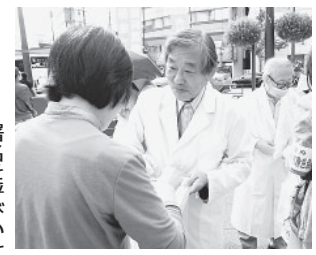

署名を呼びかける小澤理事長と事務局＝10月11日、なんば駅前

集団的個別指導424件選定
11／27実施

集団的個別指導が、11月27日（木）に開催される。今年度は、424件が対象となることが、近畿厚生局の情報開示で明らかとなった。

集団的個別指導は前年のレセプト1件あたりの平均点数が府下の平均の1・2倍を超え、かつ上位8％の医療機関が対象になる。単純に府下の上位8％が集団的個別指導に呼ばれるわけではなく、前年度、前々年度に集団的個別指導を受けた医療機関と前年度、前々年度に新規個別指導または個別指導を受けた医療機関が除外されるため、単純に考えても上位24％以内なら、選定される可能性が十分にある。

一律に対象となる集団的個別指導とは異なり、個別指導は、頻繁に経験するものでもなく、通知が届くだけで不安になる保険医が少なくない。指導の通知が届いた際は、一人で悩まず是非協会にご相談を。

個別指導対策講習会
「指導の最新情報と指導に備えるカルテ記載のポイント」
日時：11月9日（日）午前10時～12時
会場：協会仮事務所　4階
講師：社保研究部講師団
会費：千円
定員：30人
持参物：『カルテ記載を中心とした指導対策テキスト2025年3月版』（3千円）

政策部による改定解説
実勢を反映していなかった改定

10月8日の中医協総会で、厚労省が2020年～2022年度に実施した医療機関における収入と支出の計算にミスがあったとの報告があった。2026年度診療報酬改定に向けた消費税補填率の把握の作業の中で発覚したものだという。修正した場合の歯科診療所の補填率を見ると、2021年度で97・6％、2022年度で99・5％と100％を下回った。診療報酬改定にどのような影響があるのか解説する。

医療機関の損税となっている消費税

消費税は2019年10月に現在の8～10％に増税された。医療機関が医療材料や医療機器などの購入にかかった消費税は当然、保険診療が非課税取引とされているため、本来なら医療機関の損税とならないよう、政府から還付されるべきだ。しかし、現在は医療機関が支出した消費税に還付の仕組みはなく、損税となっているのが実態である。

診療報酬に上乗せされていなかった

協会・保団連は消費税導入時から損税の問題を指摘しているが、政府は診療報酬に上乗せしているとの説明に終始してきた。その中で起こったのが今回の改定率決定の前提となる収入と支出の把握ミスだ。具体的には、支出では費用に上げられるべき水道光熱費が計上されていなかった。収入では公費単独レセプト分の計上を落としていた―などの誤りである。本来なら正確な収支が算出された上で、消費税負担分が補填されるべきだが、消費税の補填が不十分となる年度が生まれた。2020年～2021年度の正確な収支を前提とした上で、2019年度の増税分も反映し、消費税の補填がなされるべきだったが、誤った基礎データで、2022年改定が実施され、続く2024年改定もミスを重ねたまま、実勢を反映しない公定価格となってしまったといえる。実は診療報酬への消費税補填不足はこれが初めてではない。消費税が8％となった2014年度にも誤りが起こっていた。

診療側「正しいデータ出ていれば」

これには、診療側から、「正しいデータが出ていれば、もっと上乗せすべきという議論になっていたはず」（日医幹部）、「診療報酬で消費税負担を補てんし続けること自体、もはや制度としての許容範囲を超えているのではないか」（日医法人協幹部）からも問題視する声が上がっている。

医療機関への緊急財政措置と診療報酬の大幅引き上げを求める

会員署名でも、診療報酬は医院経営に見合っていないとの声が多数だ。政府はただちに誤りを是正し期中改定すべきだ。2026年は必ず保険診療を正当に評価し、大幅な報酬増額が求められる。

公表データの修正
（2021・2022年度消費税負担の補填状況）

修正前		歯科診療所
2021年度	補填差額（A－C）	23千円
	補填率　（A／C）	103.2%
2022年度	補填差額（A－C）	38千円
	補填率　（A／C）	105.4%

修正

修正後		歯科診療所
2021年度	補填差額（A－C）	▲18千円
	補填率　（A／C）	97.6%
2022年度	補填差額（A－C）	▲4千円
	補填率　（A／C）	99.5%

※A：収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分、C：支出のうち課税経費の消費税相当額
（厚労省資料から協会・政策部作成）

「緊急財政措置と診療報酬の大幅引き上げを求める」
歯科医師署名はコチラ

歯界

今物価が高騰している。米価は特にひどく、小泉農水相に変わっても古古米を放出しても一向に下がらない。新米が出てきているから米価は暴落するという見方もあるがどうだろうか。人手不足、価格の安定など問題を抱えている農業だが、政府は補助金を出している。機械化、農地改良などにである。ただ、いくら補助金をもらっても、経営の改善どころか導入するとほとんどの農家で経営悪化を招いているそうだ。経営の安定には今の米価でないとやっていけないということも聞く。

振り返って歯科の現状はどうだろうか。いろんな機械に点数がついているが、到底採算が取れるものではない。その上米価は上がったが、診療点数はほとんど上がっていない。農業よりきついといえるかもしれない。補助金は機械を作っている業者のためにあるのか。消費税をあれだけあげたら消費は落ち込む、その上に給与をあげろだ。何かおかしい。根本的な政策の変換が必要ではないか。（T）